還暦野球東京西部連盟　競技規程

競技は「公認野球規則」、「競技者必携」を基本として行われる。

（チーム編成）

第1条　チーム編成は次による。

1.ベンチに入れる者は監督を含む選手と代表、マネージャーおよびスコアラーとする。

2.背番号は監督30番、主将10番とし、選手は0番より99番までとする。

3.前項2の前段はＲリーグ以外は適用しない。

（競技場）

第2条　連盟が使用する競技場は以下の通りとする。

1.本塁から2塁への距離は35.35メートルとする。

2.塁間は25メートルとする。

3.投手板の前縁は本塁から16.3メートルとする。

（用　具）

第3条　連盟が主催する試合で使用する用具、装具、およびユニフォームは次によるもの以外は使用できない。

1.試合球は全日本軟式野球連盟公認球Ｍ号とする。

2.金属・ハイコン（複合）バット、ヘルメット、プロテクター、レガースおよびマス

クはJSBBまたはSGマークの付いた公認物とする。

3.スパイクシューズの色は自由とし、全員同色でなくても構わない。金属製スパイ

 クは使用禁止とする。

4.ユニフォーム、帽子、ストッキングおよびアンダーシャツは同色、同形、同意匠

とし、登録選手は全員背番号を付けなければならない。

5.混成チームでは前項4の前段は適用しない。

（試　合）

第4条　試合および準備は次による。

1.連盟の公式リーグ戦は7回戦制とし延長戦は行わない。

2.天候、その他（制限時間以外）の理由により途中で打ち切られた試合は5回終了時で成立する。

3.10人制とし、打撃のみを行う選手を入れ、打順表にＨで表記する。Ｈには代打、代走を出しても良いが守備には就けない。

4.試合開始予定時間の30分前までに先発メンバー表および試合ボール2個を担当

　　審　判に提出し攻守を決める。

5.5回以降10点差以上でコールドゲームとする。

（試合時間）

第5条　各リーグの試合時間は1時間45分とする。

1. 試合中に1時間45分が経過した場合には5回終了未満であっても試合は成立する。

2.先攻チームが勝っている表の攻撃中に1時間45分が経過した場合は裏の攻撃をもって試合終了とする。

3.後攻チームが勝っている裏の攻撃中に1時間45分が経過した場合、球審はその

打者が最終打者であることを両チームに通告する。その打者の打撃が完了した時

点で試合終了とする。

（ダブルベース）

第6条　一塁の守備者と打者走者との接触などの危険防止のためにダブルベースは必ず用

いなければならない。

白色部分（白色ベース）はフェア地域に、オレンジ部分（オレンジベース）はファウル地域に設置する。

1.打球が白色ベースに触れたときはフェアボール、オレンジベースのみに触れたときはファウルボールである。

2.打球が内野に打たれたとき、外野に打たれたとき、または第三ストライクの落球で一塁に走ったときに一塁でプレイが行われる場合の打者走者はオレンジベースに触れなければならない。

オレンジベースに触れなかったときは一塁に触塁したと見なされず打者走者が白色ベースに戻る前に守備側にアピールされればアウトになる。（一塁を空過したことになるから）

3.一塁のオレンジベースを走り越したのちの打者走者は白色ベースに帰塁しなければならない。

4.守備側のプレイヤーは常に白色ベースを使用しなければならない。

5.一塁でプレイが行われない時は、打者走者はどちらのベースに触塁してもよい。

6.打者走者が安打で一塁を回り二塁をうかがった後に帰塁するのは白色ベースであ

る。

7.ピックオフプレイ（牽制球で帰塁）が行われたときは、一塁走者は白色ベースに

戻らなければならない。

8.いったん白色ベースに帰塁した一塁走者が、その後オレンジベースのみに触れて

いるときに触球された場合、走者はアウトになる。

（審　判）

第7条　審判は次による。

1.審判は原則としては試合日程表に記載された試合を担当する。

2.担当不可能な場合は連盟規程を十分認識させた上で外部の者に依頼できる。

3.球審は審判服、審判帽を着用すること。

 塁審は統一したジャンパーまたはワイシャツ、審判帽を着用することが望まし

い。

（抗　議）

第8条　抗議は次による。

1.審判の裁定についての抗議は規則上の解釈以外は認めない。

2.抗議のできる者は監督のみとする。

（グラウンドの整備）

第9条　グラウンドの整備は次による。

1.試合前の整備は第1試合の両チームおよび第1試合の審判担当チームも球場管

管理者に協力して行う。

1. 第2試合以降のライン引きは審判担当チームが行う。
2. 試合終了後の整備は勝ちチームが、引き分けおよび試合不成立の場合は両チー

ムで行う。

（試合結果報告)

第10条　試合の結果は最終試合の勝利チームが別途定める「試合結果報告書」にて速やかに報告しなければならない。

なお、最終試合が引き分けの場合は一塁側のチームが報告する。

（試合中止の連絡）

第11条　何らかの理由により中止となったときは次の通り各チームに連絡する。

①球場管理者は中止の旨を第1試合予定の両チームに連絡する。

②連絡を受けた両チームは各々の自塁側の第2試合予定のチームに連絡する。

③連絡を受けた両チームは同じく第3試合予定チームに連絡する。

➃第3試合予定であった両チームは「連絡を受けた」旨を球場管理者に連絡する。

　　尚試合予定が２試合の場合第２試合のチームが球場管理者に連絡する。

この競技規程は2024年4月1日より施行する。